

厚生労働省発雇均 0501 第 2 号

令和 2 年 5 月 1 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるよう
するために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置

事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置に、新型コロナウイルス感染
症に関する措置として、次の内容を加えることとする。

一 事業主は、令和三年一月三十一日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健
康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関す
る心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を
受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業を
いう。）等の必要な措置を講ずるものとする。

二 事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をと
りその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置
を講ずるものとする。

第二 適用期日

この告示は、告示の日から適用することとする。